

# 第4章ごみ処理基本計画の主な施策について【新旧対照表】(素案)

# 資料 2

項目	現計画記載	新計画記載	具体事業案
1 連携の推進			
(1)市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	本市では、さまざまな市民活動団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民活動団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進します。市は、その責任において、効果的効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由を明らかにします。また、市民団体は、望ましい先駆的な取り組みや、有意義ではあるが専門的であるがゆえに参加者が見込めない事業等、行政では行き届かない、あるいは、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能となるよう、市民団体との連携を図ります。	現行通り	○環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供 ○環境部メールマガジン等による情報提供 ○市民団体・事業者団体等及び市と連携したキャンペーンの実施 ○クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体との連携
2 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制			
(1)排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)	ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。ペットボトル等の使い捨て容器を多用するライフスタイルを見直す、飲食店(イベント時も含む)での使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品(新聞・紙製容器包装・ペットボトル・トレイ等)の自主回収を極力行う等、ごみや資源物を減らす取り組みが必要です。市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて検討・実施します。容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。	ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。ペットボトル等の使い捨て容器を多用するライフスタイルを見直す、飲食店(イベント時も含む)での使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品(新聞・紙製容器包装・ペットボトル・トレイ等)の自主回収を極力行う、 <b>家庭や事業者から出る食品ロスを削減する等</b> 、ごみや資源物を減らす取り組みが必要です。市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて検討・実施します。容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。 <b>また、充電電池等の適正処理困難物については、製品メーカー側での分別廃棄を行い易い製品設計や、生産者自らの回収ルート拡充について、必要に応じて国等へ働きかけを行います。</b>	○各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう啓発を行う。 ○販売店に対して、不要となった紙パック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう働きかける。 ○ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについて研究する。 ○都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等への働きかけ。 ○適正処理困難物の処理について、国等へ働きかけを行う
(2)ごみと資源物の取り扱いの適正化	家庭ごみ有料化を実施してもなお、市民一人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っています。市民一人当たりのごみ排出量やごみ処理コスト等について多摩地域の各市町村との比較状況等を公表することにより、ごみ減量の動機付けになるような啓発を行っていきます。また、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷についても啓発を行っていきます。可燃ごみについては、資源化できる紙類や容器包装プラスチックなどが2割近く含まれているため、分別の徹底について普及啓発を強化していきます。不燃ごみ・資源物の取り扱いの適正化については、ごみ・資源物の減量あるいは排出者責任に基づく拠点回収等への取り組みにつながるものが重要です。不燃物については、民間事業者の動向を踏まえた小型家電リサイクル法への対応の検討とともに、分別項目の見直しについても検討します。また、資源物については、上記に資するよう、有料化や収集頻度の見直しについて検討します。取扱の変更にあたっては、不法投棄の状況について併せて調査・把握し、不適正処理や不法投棄の防止に努めるとともに、今後の施策展開の検討に役立てていきます。	家庭ごみ有料化を実施してもなお、市民一人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っています。市民一人当たりのごみ排出量やごみ処理コスト等について多摩地域の各市町村との比較状況等を公表することにより、ごみ減量の動機付けになるような啓発を行っていきます。また、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷についても啓発を行っていきます。可燃ごみについては、資源化できる紙類や容器包装プラスチックなどが2割近く含まれているため、分別の徹底について普及啓発を強化していきます。不燃ごみ・資源物の取り扱いの適正化については、ごみ・資源物の減量あるいは排出者責任に基づく拠点回収等への取り組みにつながるものが重要です。 <b>不燃ごみについては、民間事業者の動向を踏まえた小型家電リサイクル法への対応として、拠点回収や宅配便回収といった新たな手法にて、資源化の促進を図ります。また、資源物については上記に資するよう、平成31年4月に収集頻度の見直しを行う予定ですが、今後も更なる検討を続けていきます。</b> 取扱の変更にあたっては、不法投棄の状況について併せて調査・把握し、不適正処理や不法投棄の防止に努めるとともに、今後の施策展開の検討に役立てていきます。	○資源物の収集頻度の見直し【平成31年4月】 ○分別徹底の普及啓発 ○不燃ごみの収集頻度の見直し【平成31年4月】 ○資源物の有料化の検討 ○環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施 ○不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底 ○ごみ・資源物の減量につながる経済的インセンティブの導入についての検討 ○有料化による減量効果の達成状況の定期的な点検・評価を実施 ○小型家電拠点回収等の実施
(3)事業者としての市の率先的取り組み	本市は環境マネジメントシステムISO14001の取得、本庁舎廃棄物立入検査を含む庁舎内におけるごみ分別資源化指導等、市自らが率先して環境配慮への取り組みを推進しています。事業者としての市役所は模範的な取り組みを率先し、分別の徹底や必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組みます。取り組み等については、市内事業所の参考となるよう、公表を行います。また、省エネ行動に努めるとともに、新クリーンセンターの稼働時においては、廃棄物の焼却により発電した電力の合理的な活用等に努めます。	本市は <b>市内の大規模事業所の一つとして、環境マネジメントシステムの運用</b> 、本庁舎廃棄物立入検査を含む庁舎内におけるごみ分別資源化指導等、市自らが率先して環境配慮への取り組みを推進しています。事業者としての市役所は模範的な取り組みを率先し、分別の徹底や必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組みます。取り組み等については、市内事業所の参考となるよう、公表を行います。また、省エネ行動に努めるとともに、新クリーンセンターでの廃棄物の焼却により発電した電力の合理的な活用等に努めます。	○エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持 ○ <b>新クリーンセンター稼働後は</b> 、クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設(市役所本庁舎・総合体育館)においても省エネ等の取り組みを推進
(4)事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み	適正負担のための処理手数料改定により、事業系持ち込みごみ量は減っていますが、今後も継続した減量並びに資源化指導を実施します。多量排出事業者への現在の立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持します。それ以外の準多量排出事業者等についても、必要に応じて、紙ごみ、生ごみの分別・減量資源化を促します。また、行政収集へ移行する小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図ります。さらに、製造・流通事業者の拡大生産者責任による自主回収を促すほか、商品の販売時における簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行います。	現行通り	○多量排出事業所への指導の継続 ○事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導 ○製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ
3 普及啓発の充実・拡充	平成25年度に実施された、ごみ排出実態調査により、世帯の人員数や世代といったライフスタイルごとに、ごみ排出量やごみの組成の傾向が異なることが示されると同時に、市民に正しい情報が届いていないことや、わかりやすい啓発活動ができていないことも明らかになりました。家庭ごみの発生抑制というテーマに対し、より効果的な啓発となるよう、さらなる現状把握・分析を行い市民の心に響く普及啓発活動を展開します。		

<p><b>(1)分かりやすい啓発活動</b></p>	<p>最終処分場である二ツ塚処分場は、日の出町のみなさんのご理解のもと受け入れていただいていることや、次の処分場が見込めないこと。クリーンセンターについても近隣の住民の方々のご理解により受け入れていただいていること、また、ごみ問題は環境問題であるにとどまらず多額の経費が必要とされる事業であること等、自らの重大な問題であることを周知し、市民や事業者が理解することは重要です。その際、市は、ごみ減量行動等を行う意義・理由等を、わかりやすく、かつ、それぞれの主体の日々の取り組みのきっかけとなるよう周知する必要があります。これらの啓発事業について、市は継続するとともに、総合的に実施します。</p> <p>市は、ごみ排出実態調査を踏まえるとともに、市民のライフスタイル毎のごみの排出実態をより明確に把握するよう努めます。その上で、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由が明らかとなるような啓発を行います。啓発事業は市民にわかりやすく、しかも効果的なものとなるよう、事業対象のライフスタイルを意識した啓発活動を市報、市ホームページ、「ごみ便利帳」「武蔵野ごみニュース」「事業系分別・減量資源化の手引き」等の既存の情報伝達内容の充実も含めて検討し、実施します。また、広く市民を対象とした手軽でわかりやすい取り組みや情報提供と共に、生ごみの堆肥化等日常生活において若干手間がかかる、あるいは専門性が必要な取り組みや情報提供を、適切に組み合わせ、また、市民団体との協働を進める中で、全体としての啓発事業を効果的に実施します。</p> <p>本市は、単身世帯・若年層等移動の多い世帯が人口の約1割を占めており、これらの世帯への啓発も重要です。単身世帯・若年層等への啓発として、必要な情報の提供等、転入時の意識付けを行います。</p> <p>家庭ごみの発生抑制に当たり、その前提として消費生活における不要なものの排除が必要です。まずは、市民は、マイバッグを持参することで不要なレジ袋をもらわない、過剰包装品を購入しないといった心がけ・取り組みが必要です。また、販売・製造事業者は、店頭で販売する商品の簡易包装化、レジ袋の辞退率の向上など、提供する側での不要なものを減らす仕組みづくりが広がっています。</p> <p>市は、市民がマイバッグを持参することによるレジ袋削減キャンペーンを一つの例として消費活動における不要なものを排除し、家庭ごみの発生抑制に心がけるようなライフスタイルへ転換するように啓発活動を推進していきます。</p> <p>また、家庭ごみの排出抑制については、可燃物や不燃物に含まれる資源物の分別の徹底等、様々な手法について周知し、啓発を行います。</p>	<p>最終処分場である二ツ塚処分場は、日の出町のみなさんのご理解のもと受け入れていただいていることや、次の処分場が見込めないこと。クリーンセンターについても近隣の住民の方々のご理解により受け入れていただいていること、また、ごみ問題は環境問題であるにとどまらず多額の経費が必要とされる事業であること等、自らの重大な問題であることを周知し、市民や事業者が理解することは重要です。その際、市は、ごみ減量行動等を行う意義・理由等を、わかりやすく、かつ、それぞれの主体の日々の取り組みのきっかけとなるよう周知する必要があります。これらの啓発事業について、市は継続するとともに、総合的に実施します。</p> <p>市は、ごみ排出実態調査を踏まえるとともに、市民のライフスタイル毎のごみの排出実態をより明確に把握するよう努めます。その上で、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由が明らかとなるような啓発を行います。啓発事業は市民にわかりやすく、しかも効果的なものとなるよう、事業対象のライフスタイルを意識した啓発活動を市報、市ホームページ、「ごみ便利帳」「ごみカレンダー」「武蔵野ごみニュース」「事業系分別・減量資源化の手引き」等の既存の情報伝達内容の充実も含めて検討し、実施します。また、広く市民を対象とした手軽でわかりやすい取り組みや情報提供と共に、生ごみの堆肥化等日常生活において若干手間がかかる、あるいは専門性が必要な取り組みや情報提供を、適切に組み合わせ、また、市民団体との協働を進める中で、全体としての啓発事業を効果的に実施します。</p> <p>本市は、単身世帯・若年層等移動の多い世帯が人口の約1割を占めており、これらの世帯への啓発も重要です。単身世帯・若年層等への啓発として、必要な情報の提供等、転入時の意識付けを行います。</p> <p>家庭ごみの発生抑制に当たり、その前提として消費生活における不要なものの排除が必要です。まずは、市民は、マイバッグを持参することで不要なレジ袋をもらわない、過剰包装品を購入しないといった心がけ・取り組みが必要です。また、販売・製造事業者は、店頭で販売する商品の簡易包装化、レジ袋の辞退率の向上など、提供する側での不要なものを減らす仕組みづくりが広がっています。</p> <p>市は、市民がマイバッグを持参することによるレジ袋削減キャンペーンを一つの例として消費活動における不要なものを排除し、家庭ごみの発生抑制に心がけるようなライフスタイルへ転換するように啓発活動を推進していきます。</p> <p>また、家庭ごみの排出抑制については、可燃物や不燃物に含まれる資源物の分別の徹底や<b>食品ロスの削減等</b>、様々な手法について周知し、啓発を行います。</p>	<p>○夏休みごみ探検隊 ○ごみの行方を知るツアー ○3R環境啓発講座</p> <p>○市民ワークショップ ○市民協働による排出指導の推進 ○環境フェスタ</p> <p>○ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業の実施(ライフスタイルを変える)</p> <p>○包装の簡易化やマイバッグ活動の意義・取り組みを、市民・事業者に啓発</p> <p>○レジ袋削減プチエコキャンペーン ○マイボトル・マイカップキャンペーン</p> <p>○食品ロス対策</p>
<p><b>(2)情報提供の推進</b></p>	<p>ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程において、多額の経費や温室効果ガスの排出等、環境への負荷がかかっている現状があります。</p> <p>ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るためにも、ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、「ごみ便利帳」「武蔵野ごみニュース」や市報、ホームページ等によりわかりやすく提供していきます。</p> <p>また、誰でも容易にごみの情報にアクセスできるごみ総合アプリの開発・運用を地域連携で行います。</p>	<p>ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程において、多額の経費や温室効果ガスの排出等、環境への負荷がかかっている現状があります。</p> <p>ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るためにも、ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、「ごみ便利帳」「武蔵野ごみニュース」や市報、ホームページ等によりわかりやすく提供していきます。</p> <p>また、誰でも容易にごみの情報にアクセスできる<b>ごみアプリの運用を継続します。</b></p>	<p>○市報、市ホームページの内容の検討 ○ごみ総合アプリの運用 ○ごみニュース ○ごみ便利帳の内容の充実 ○ごみ処理コスト環境負荷の周知 ○ごみの行方、最終処分の広報 ○エコクッキング</p>
<p><b>(3)環境学習</b></p>	<p>小学生等若年層に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がります。また、ごみについての取り組みを小さな頃から行うことにより、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるような教育委員会の副読本作成への協力や、ごみの状況や分別や生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行うゲストティーチャーの派遣、クリーンセンター施設等の見学等、現在実施している各種事業の継続・拡充を図っていきます。</p>	<p>小学生等若年層に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がります。また、ごみについての取り組みを小さな頃から行うことにより、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるような教育委員会の副読本作成への協力や、ごみの状況や分別や生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行うゲストティーチャーの派遣、クリーンセンター施設等の見学等、各種事業の継続・拡充を図っていきます。</p> <p>また、平成32年度に開設予定の環境啓発施設エコプラザ(仮称)では、「知る」「学ぶ・学び合う」「はぐくむ・育てる」「つなぐ」「支える」を施設の機能として展開し、地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など、多様な環境啓発の拠点施設として、市内全域へと環境に配慮した行動を促します。</p> <p>「みんなでつくりよう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、日々の暮らしの中に環境問題があることを知り、個々の気づきを環境に配慮した行動へと結びつけ、それをつなげて地域ぐるみの取り組みへと広げ、武蔵野市全域へと拡大し、より良いまちづくりを目指すことで、SDGsの達成に貢献します。エコプラザ(仮称)では、市民や市民団体、民間事業者など、多様な主体と環境に関する総合的なネットワークを構築し、情報の集約や活動の広報、新たな啓発の取り組みの展開などを通じ、環境問題をみんなで一緒に考え、持続可能な社会を目指していきます。</p>	<p>○副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂(副読本等を利用した環境教育の実施)</p> <p>○ゲストティーチャー(出前講座)の実施</p> <p>○小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施(環境啓発施設の開設)</p>
<p><b>(4)優良事業者への表彰制度の推進</b></p>	<p>市は、事業者に対して、ごみ減量・資源化等の啓発を行うとともに、優良事業者に対する顕彰を行います。事業者に資源化や環境負荷の低減を動機付ける制度である優良事業者への表彰制度の見直しを平成26年度に行い、対象者を拡大しました。準多量排出事業者等拡大した対象者に対して、周知するとともに参加事業者を増やすよう努め、優良事業者表彰制度を推進します。</p>	<p>市は、事業者に対して、ごみ減量・資源化等の啓発を行うとともに、優良事業者に対する顕彰を行います。事業者に資源化や環境負荷の低減を動機付ける制度である優良事業者への表彰制度の見直しを平成27年度に行い、対象者を拡大しました。準多量排出事業者等拡大した対象者に対して、周知するとともに参加事業者を増やすよう努め、優良事業者表彰制度を推進します。また、<b>店頭回収や新聞販売店の自主回収についても、行政収集を補完する制度として位置付け、対象事業者を評価顕彰する制度を構築します。</b></p>	<p>○ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰事業の推進(多量及び準多量事業所)</p> <p>○事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導</p> <p>○店頭回収や新聞販売店の自主回収の評価顕彰制度の構築</p>
<p><b>4 ごみ処理の効率化・環境負荷の低減</b></p>			
<p><b>(1)ごみ処理・資源化経費の経済性の向上</b></p>	<p>平成25年度のし尿処理費を除くごみ処理経費については、収集・運搬、中間処理、最終処分等の総額で29億3千万円であり、市一般会計歳出額の5%を占めています。ごみの発生量からみると、1トン当たり6万5千円、ごみ処理人口からみると一人当たり年間2万1千円もの経費がかかっています。</p> <p>一方、本市へのごみ処理手数料収入は、平成25年度の家計・事業系ごみ及び粗大ごみ合計で6億3千万円であり、ごみ処理経費の約2割に相当する収入となっています。</p> <p>こうした多額のごみ処理経費に対して、常に見直しを進め経済性の向上に努めます。</p> <p>資源化経費の経済性を向上する観点から、処理品目、処理方法ごとに、費用対効果の低いものについて、その環境負荷も見据えながら回収方法の見直しを検討します。</p> <p>また、他自治体とのコスト比較のために有効な手法についても研究を行います。</p>	<p>平成29年度のし尿処理費を除くごみ処理経費については、収集・運搬、中間処理、最終処分等の総額で28億2千万円であり、市一般会計歳出額の4.5%を占めています。ごみの発生量からみると、1トン当たり6万2千円、ごみ処理人口からみると一人当たり年間1万8千円もの経費がかかっています。</p> <p>一方、本市へのごみ処理手数料収入は、平成29年度の家計・事業系ごみ及び粗大ごみ等の合計で6億円であり、ごみ処理経費の約2割に相当する収入となっています。</p> <p>こうした多額のごみ処理経費に対して、資源化経費の経済性を向上する観点から、収集品目や処理方法ごとに収集頻度や分別・回収方法の見直しを検討しています。平成28年に設置した「ごみ収集の在り方等検討委員会」では、学識者や事業者、市民・市民団体、行政の各関係者により、ごみ収集の在り方を議論し、平成30年に見直しの方向性を示した報告書をまとめました。それを受け、平成31年4月から資源物の収集頻度の見直し等が行われますが、今後も収集品目や処理手法及び中間処理施設の最適化について、費用対効果や環境負荷を踏まえた検討を続けていきます。</p> <p>また、他自治体とのコスト比較のために有効な手法についても研究を行います。</p>	<p>○ごみ処理経費の軽減</p> <p>○緊急対応業務等委託化</p> <p>○新処理施設クリーンセンターの効率的な運営</p> <p>○他市等とのコスト比較の研究</p>

(2)収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減	ごみ処理総額のうち、収集・運搬に係る経費は、収集方法や回収頻度といった直接的な市民サービスに係るものであり、平成25年度は13億8千万円がかかっています。ごみの収集方法・頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、また、行政サービスが過剰にならないよう、適正化について検討します。また、収集・運搬業務について、効果的・効率的なあり方について検討するとともに、適正な委託化に努めます。	ごみ処理総額のうち、収集・運搬に係る経費は、収集方法や回収頻度といった直接的な市民サービスに係るものであり、平成29年度は14億1500万円がかかっています。ごみの収集方法・頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、行政サービスが過剰にならないよう、適正化について検討します。また、前項でも取り上げた「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」では、環境負荷軽減と事業効率化によるコスト削減を目的として、収集運搬事業の見直しを提言する報告書をまとめました。これを受け、市はその嚆矢として、平成31年4月より、一部の資源物の収集頻度を隔週化するとともに、収集地区割や収集曜日の平準化を行います。今後も、トータルでの環境負荷やコスト低減を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制の検討を続けます。	○資源ごみの収集頻度の見直し【平成31年4月】 ○不燃ごみの収集頻度の見直し【平成31年4月】 ○資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討 ○苦情対応、ごみ置き場申請対応等を行う
(3)容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	プラスチック製容器包装の分別の周知徹底については、継続して取り組みを行います。併せて、コストと環境負荷を踏まえた、適正な取り扱いについて検討します。また、容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都や国に要望を行っていきます。	プラスチック製容器包装の分別の周知徹底については、継続して取り組みを行います。また、プラスチック製容器包装は市外遠方での処理を行っていることから、トータルな環境負荷の低減、マイクロプラスチック問題への対応などを目的として、新クリーンセンターでのごみ発電機能付加によるサーマルリサイクル等の新たな処理方法について検討します。容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方や制度の実効性などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都や国に要望を行っていきます。	○資源物の回収 ○適正な分別についての啓発 ○トータルな環境負荷の低減、マイクロプラスチック対応という見地からサーマルリサイクルの可能性などについて検討
(4)小型家電リサイクルの推進	不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する、都市鉱山事業を継続します。また、小型家電製品回収に関して、採算事業としての民間事業を注視し、適正な営利事業を阻害しない形で、環境負荷及び行政のコストがなるべく少なく、かつ持続可能な事業となるよう検討します。	不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する、都市鉱山事業を継続します。また、小型家電製品回収に関して、クリーンセンターの事故リスク減少とリサイクル効率向上のため、民間事業者と協力しつつ、かつ環境負荷及び事業効率を考えながら、持続可能な事業として推進します。	○ピックアップ回収の継続(都市鉱山事業) ○イベント回収の実施 ○小型家電拠点回収等の実施の検討 ○小型家電の行政収集手法の検討(採算事業としての民間事業を含めた)
(5)生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い	武蔵野クリーンセンターに搬入される可燃ごみの4割～5割は厨芥類(生ごみ)です。生ごみの資源化・減量化については、多量排出事業者に対する減量資源化指導を通じて、生ごみの資源化を推進します。また、市民及び団体の生ごみの資源化・減量化への取り組みの推進を図ります。剪定枝の資源化については、引き続き推進を図ります。また、落ち葉等の資源化については、安全性の確認を行いながら、推進します。現在、全市的な取扱いによる生ごみ回収から資源化処理にいたる現実的手法は、本市の地理的条件や経済効率性等において、多くの課題を有しています。そのため、市は生ごみの資源化・減量化についての情報提供・啓発を中心に行い、様々な手法についての研究を継続します。	武蔵野クリーンセンターに搬入される可燃ごみの4割～6割は厨芥類(生ごみ)です。生ごみの資源化・減量化については、多量排出事業者に対する減量資源化指導を通じて、生ごみの資源化を推進します。また、市民及び団体の生ごみの資源化・減量化への取り組みの推進を図ります。剪定枝の資源化については、現在のところ都外遠方において堆肥化及び発電燃料として処理しています。しかしながら遠方での剪定枝の資源化による環境負荷等の課題から、新クリーンセンターごみ発電機能の付加により、サーマルリサイクル等の新たな処理方法について検討します。また、落ち葉等の資源化については、安全性の確認を行いながら、引き続き推進します。現在、全市的な取扱いによる生ごみ回収から資源化処理にいたる現実的手法は、本市の地理的条件や経済効率性等において、多くの課題を有しています。そのため、市は生ごみの資源化・減量化についての情報提供・啓発を中心に行い、様々な手法についての研究を継続します。	○各主体に対して生ごみ等の減量・資源化の自主的な取り組みの啓発・推進 ○(生ごみ等の減量・資源化について)各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究 ○事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充 ○生ごみ堆肥化等家庭で可能な取り組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実 ○将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究 ○剪定枝の資源化の在り方の検討
(6)集団回収のあり方の検討	資源の有効活用及びごみの減量問題に対する市民の関心を高めること等を目的とする集団回収事業は、自治会・町会が少なく、また、全ての地域を網羅する形で自治会・町会がない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の効果をあげてきましたが、これから一層進む高齢化にどう対応していくか、また、一部の大規模集合住宅における団体の活動では、ごみ減量資源化意識の向上、コミュニティ意識の育成に結び付いていないケースもあり、これら集団回収事業のあり方について検討します。	資源の有効活用及びごみの減量、ごみ問題への啓発等を目的とする集団回収事業は、自治会・町会が少なく、また、全ての地域を網羅する形で自治会・町会がない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の成果をあげてきました。しかし、その一方、古紙、缶等が資源物でありリサイクルすべきものであることが市民に周知されている状況において、補助金額と事業目的であるごみの啓発との関係性の再確認が必要と考えます。また、集団回収が市域全体を網羅する形での取り組みになっておらず行政収集との二重の収集体制になっており非効率であること、一部の大規模集合住宅における団体の活動では、ごみ減量資源化意識の向上、コミュニティ意識の育成に結び付いていないケースがあるなど、様々な課題を抱えています。これらの課題を踏まえ、どのような形での集団回収が望ましいか、見直しについて検討します。	○集団回収事業の意義の明確化とコストについての考え方の整理(集合住宅の管理組合等と地域型活動団体の活動内容を比較した補助金の見直しの検討。) ○集団回収制度の見直し
(7)拠点回収のあり方の検討	拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収に委ねるため、ペットボトル及びトレイについて、市が回収を行う拠点回収を順次廃止してきました。牛乳パック及び廃食用油、年賀はがきの取扱いについても、処理経費と資源化効果等の点から実施継続について検討を行います。自主回収の拡充について、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。	拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収に委ねるため、ペットボトル及びトレイについて、市が回収を行う拠点回収を順次廃止してきました。牛乳パック及び廃食用油、年賀はがきの取扱いについても、処理経費と資源化効果等の点から実施継続について検討を行います。事業者の店頭回収・自主回収については、これを行政収集を補完するものと位置づけ、事業者を評価顕彰する制度の設立を検討します。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。	○牛乳パックの回収 ○家庭から出た廃食用油の回収 ○年賀はがきの回収 ○店頭回収や新聞販売店の自主回収の評価顕彰制度の構築(拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進) ○拠点回収のあり方についての検討(拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進)
5 クリーンセンターの運営			
(1)新処理施設の安全・安心・安定稼働	平成20年度から新処理施設について、市民参加により検討を進めてきました。平成21年6月には「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」において提言を受け、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、現処理施設敷地内東側を新処理施設の整備用地とすることを市の責任において決定しました。その後も市民参加の委員会、協議会における議論を踏まえ、平成29年4月新処理施設の稼働を目指し、平成26年5月工事着手しました。新処理施設は、ごみ減量、資源化が進んだことを踏まえ、現処理施設に比べ、焼却処理能力は195t/日(65t/日×3炉)から120t/日(60t/日×2炉)、不燃・粗大ごみ処理能力は50t/5hから10t/5hに縮小されます。そのため、今後もごみ減量、資源化の推進が必要です。	平成20年度から新処理施設について、市民参加による検討を進めてきました。平成21年6月には「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」において提言を受け、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、旧処理施設敷地内東側を新処理施設の整備用地とすることを市の責任において決定しました。その後も市民参加の委員会、協議会における議論を踏まえ、平成26年5月工事着手、平成28年10月に新処理施設が完成、機械の試運転を実施した後、平成29年4月より新処理施設を稼働しました。新処理施設は、ごみ減量、資源化が進んだことを踏まえ、旧処理施設に比べ、焼却処理能力は195t/日(65t/日×3炉)から120t/日(60t/日×2炉)、不燃・粗大ごみ処理能力は50t/5hから10t/5hに縮小されました。また、「環境の保身に配慮した安全・安心な施設づくり」を基本方針の一つに掲げ、全国トップレベルの排ガス規制値を定め、最新鋭の焼却処理システムを導入し、排ガスは乾式重曹排ガス処理による運転を行っています。平成29年度より20年間、運営する事業者と連携を図りながら、市の責任において、運営事業者が要求水準書等に基づく施設整備や運転管理等を適正に行うよう指導・監督を行います。安定稼働を目指し、運営事業者自らセルフモニタリングを行うとともに、市は施設管理に関する業務責任者(技術管理者)を配置し、市においてもモニタリングを行います。新処理施設稼働後、複数回の火災事故が発生しています。本来、有害ごみとして排出すべきリチウムイオン電池等が燃やさないごみの中に混入し、施設内で破碎する過程で発煙・発火したものと推測されます。有害ごみの分別徹底を周知し、市内唯一の処理施設で事故が発生しないよう、安全・安心・安定した稼働を行います。	○平成29年4月からの稼働に向けた、新処理施設の建設 ○クリーンセンターの安全・安心・安定した稼働

(2)エネルギー供給システムの構築	平成23年7月に策定した新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画において、安全・安心な施設づくりを基本方針として、全国トップレベルの排ガス規制値を設定し、最新鋭の焼却処理システムを導入します。 また、新処理施設は、焼却熱利用によるエネルギー供給システム(ごみ発電とそれを補完するガス・コージェネレーション)を導入し、周辺公共施設(市役所本庁舎・総合体育館・緑町コミュニティセンター)へ安定的にエネルギーを供給し、かつ災害時にもエネルギーを供給できるシステムを導入します。エネルギーの供給にあたっては、対象施設ごとのエネルギー消費の傾向を踏まえた上で、効率的な運用に努めます。 エネルギー供給システムの運転に当たっては平成29年度より20年間、新処理施設を運営する運営事業者と市の協力のもとエネルギーの有効かつ効率的な利用を図ります。 さらに、新処理施設の稼働後は、市の責任において、運営事業者の運営管理が要求水準書等に基づき、施設整備や運転管理等が適正に行われるよう指導・監督を行います。市は施設管理に関する業務責任者(技術管理者)を配置し、この責任者のもとに管理を行うとともに、運営事業者は、セルフモニタリングを行う体制を構築し、市においてもモニタリングを行います。	「災害に強い施設づくり」の基本方針のもと、焼却熱利用によるエネルギー供給システム(ごみ発電とそれを補完するガス・コージェネレーション)を導入し、周辺公共施設(市役所本庁舎・総合体育館・緑町コミュニティセンター)へ安定的にエネルギーを供給し、かつ災害時にもエネルギーを供給できるシステムを導入しています。エネルギーの需給に当たってはCEMS(地域エネルギーマネジメントシステム)を導入し、対象施設ごとのエネルギー消費の傾向を踏まえた上で、効率的・効果的な運用に努めます。 エネルギー供給システムの運転に当たっては、平成29年度より20年間、新処理施設を運営する運営事業者と役割分担に応じた連携をしつつ、エネルギーの有効かつ効率的な利用を図ります。	○エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築 ○エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用 ○市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施 ○市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督 ○施設の運営管理について、市から運営協議会に報告
(3)環境啓発施設の整備	現処理施設の事務所棟・プラットホームを再利用し環境啓発施設の整備を進めます。本市における環境全般について、市民へのごみ減量・資源化推進も含めた、普及啓発機能・情報発信機能を有するものとして検討します。	旧クリーンセンターの事務所棟とプラットホームを再利用した環境啓発施設エコプラザ(仮称)の整備を進めています。 エコプラザ(仮称)の原点は本市のごみ問題にあるため、新旧クリーンセンター建設の歴史や議論、成果、関わった方たちの思いなどを次代に引き継ぐとともに、クリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制し、持続可能なまちを目指します。	○平成32年度、環境啓発施設の設置
(4)広域連携の検討	ごみ処理において、環境負荷やコストの低減と言った見地から、本市単独で解決するよりも近隣地域との連携が望ましい分野については、広域的な取り組みの実現について検討します。 多摩地域ごみ処理広域支援体制や、近隣市とのごみ処理の相互協力などを足掛かりに広域連携のあり方について検討します。	現行通り	○施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持 ○施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力 ○ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討 ○新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究
(5)その他の検討事項	バイオマス系処理施設は、コスト面などから実現性は難しいことから、新処理施設においては、バイオマス系の焼却処理による熱回収(ごみ発電)により、国の制度であるバイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度等の活用に向けた検討をします。 資源を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を調査・検討します。	資源を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を調査・検討します。	○バイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度等の活用に向けた検討 ○資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討
6 最終処分			
(1)埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用	不燃・粗大ごみの選別残さの焼却によって、現在不燃残さはゼロであり、焼却残さについても、最終処分場でのエコセメント化により、本市のごみは現在埋立て処分されていません。しかし、最終処分場を長期に使用できるよう、埋立処分を行わないために実施されているエコセメント化に伴う環境負荷や多額なコストの低減のためにも、焼却残さを減量することが必要です。新たな最終処分場の建設が困難な状況において、今後、埋立処分量ゼロを維持し続けることが最終処分場を有効利用するうえで重要であり、エコセメント事業を継続します。	現行通り	○埋立処分量ゼロの維持 ○エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討 ○「三多摩は一つなり交流事業」(最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業)の実施
(2)エコセメント事業への支援	日の出町住民のご理解・ご協力の基に建設された二ツ塚廃棄物広域処分場内において、平成18年7月より東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が稼働し、焼却残さのエコセメント化事業が開始されています。エコセメントは、多摩地域各市町から排出されたごみの焼却残さを原料に土木建築資材として再利用するものであり、エコセメント事業を推進していくためには、地域内で使用促進することが必要です。 本市の公共事業等においてエコセメントを優先調達物品として率先して使用することにより、事業を支援していきます。	現行通り	○エコセメントの率先使用
7 災害時の対応			
(1)災害時の体制整備	地震等の災害時においては、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要となります。災害がれき等の処理については、武蔵野市地域防災計画に基づき、仮置き場の確保に努めるとともに、収集運搬および処理体制の構築を図ります。また、生活ごみも含めた廃棄物全般の処理について、最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合や民間事業者と連携しながら処理体制の維持に努めます。一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられるため、災害時の家庭ごみの処理とし尿処理についても一体的に検討を進めます。	地震等の災害時においては、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要となります。災害がれき等の処理については、武蔵野市地域防災計画に基づき、仮置き場の確保に努めるとともに、収集運搬および処理体制の構築を図ります。また、生活ごみも含めた廃棄物全般の処理について、最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合や民間事業者と連携しながら処理体制の維持に努めます。一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられるため、災害時の家庭ごみの処理とし尿処理についても一体的に検討を進めます。 なお、内容の詳細については災害廃棄物処理計画に記載します。	○災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備